

(証券コード 1869)

令和4年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
J Rセントラルタワーズ34階

**名 工 建 設 株 式 会 社**

代表取締役社長 渡 邊 清

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、令和4年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1  
名工建設株式会社 5階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第81期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第81期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は、本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.meikokensetsu.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類、計算書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.meikokensetsu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当日の体調に関らず、感染リスクを避けるため、事前に書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただき、当日のご出席を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

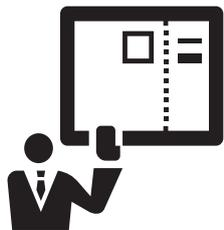
今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.meikokensetsu.co.jp/>)にてお知らせいたします。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1869/>





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

令和4年6月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

令和4年6月27日（月曜日）  
午後5時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

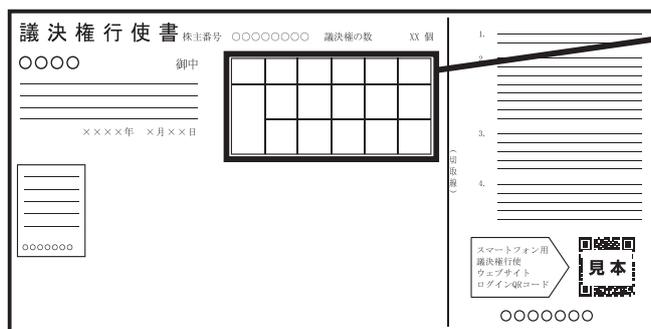
次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

---

令和4年6月27日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインコード

見本

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号議案 第3号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

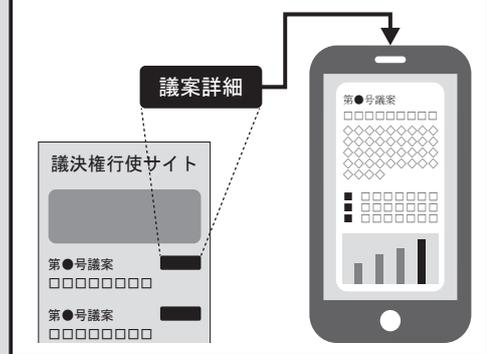
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマート行使の画面上で  
株主総会議案が参照可能になりました



## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## (添付書類)

# 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、社会経済活動が正常化に向かいつつある中で、各種政策の効果により持ち直しの動きが続いているものの、世界情勢の不安などの懸念材料も多く、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、国土強靱化計画等の関連予算執行により公共投資は堅調に推移する一方で、民間設備投資は、製造業においては回復傾向にあるものの、非製造業における慎重姿勢は依然として変わらず、厳しい状況が続いております。

こうした中で、当社グループは第18次経営計画において、3つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」を掲げ、「安全と技術の名工」「社員が誇れる企業」を目指し課題解決に取り組んできました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、受注高は前期比5.6%増の84,973百万円となりました。売上高は前期比6.5%減の82,957百万円となりました。利益面では、経常利益は前期比10.6%増の7,313百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.0%増の5,308百万円となりました。

部門別の受注・売上の状況は次のとおりであります。

#### (土木部門)

土木部門におきましては、3つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」の達成に向けて、安全と品質の確保、鉄道工事の確実な施工と官公庁工事の受注拡大、ゼネコンとしての技術力の維持向上・生産性向上を重点項目として取り組みました。

官公庁工事につきましては、多様化する総合評価落札方式に対応するとともに企業点の向上、技術提案力・積算力・価格競争力の強化に努め、採算性・効率性・特殊性を踏まえた戦略的な選別受注に努めました。加えて、鉄道工事で培った技術力を活かす既存インフラの維持補修工事の受注、官公庁営業エリアの拡大、新規発注者からの受注獲得に取り組みました。

部門の基軸となる鉄道関連工事は、安全・安定輸送の確保を最優先事項として、新幹線脱線・逸脱防止対策工事、新幹線大規模改修工事や中央新幹線建設工事、維持補修工事に加え、自然災害による被害の復旧対応など、顧客の信頼に応えることに重点を置き、事業活動を推進しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、設備投資の先送り、新幹線大規模改修工事の工事量減少などが受注高・完工高に大きく影響しました。

この結果、当連結会計年度における土木工事の受注高は、全体として前期比3.2%減の61,715百万円となりました。完工高におきましては、前期比2.8%減の62,063百万円となりました。

#### (建築部門)

建築部門におきましては、官公庁工事の受注は政府の防災・減災、国土強靱化計画により堅調に推移しましたが、民間設備投資は回復傾向にあるものの、今なお慎重姿勢は変わらず、発注の先送りや計画の見直し等が続いており、依然として厳しい状況にあります。

各種工事の施工にあたっては、安全と品質の確保を最優先とし、現場支援体制の強化とBIM/CIM及びICT活用の推進による生産性向上に努めました。

鉄道関連工事については、顧客からの信頼を維持すべく、安全・安定輸送の確保を最優先事項として、鉄道関連諸施設の施工に努めました。

耐震補強工事のSMIC工法事業につきましては、中規模地震が頻発し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が一層危惧される中において、公共施設や民間施設、学校等における新たなニーズを探索し受注拡大に繋げるべく事業活動を推進しました。

この結果、当連結会計年度における建築工事の受注高は、前期比39.1%増の23,258百万円となりました。完工高におきましては、前期比17.2%減の19,719百万円となりました。

(兼業事業部門)

兼業事業部門におきましては、販売用不動産売却収入の増加と、日本郵便株式会社との共同事業であるオフィスビル「JPタワー名古屋」等の賃貸収入が増加したことにより、兼業事業の売上高は前期比12.9%増の1,174百万円となりました。

当社グループの部門別受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木	55,021	61,715	62,063	54,673
	建築	13,296	23,258	19,719	16,836
計		68,318	84,973	81,782	71,509
兼業事業		-	-	1,174	-
合 計		68,318	84,973	82,957	71,509

当期の主な受注工事は次のとおりであります。

中日本高速道路(株)	新湘南バイパス 西久保高架橋西鋼橋耐震補強工事
愛知県	畜産総合センター種鶏場整備建設工事
東海旅客鉄道(株)	東海道本線刈谷駅改良ほか(建築)
興和地所(株)	(仮称) 亀有五丁目計画 新築工事 A棟・B棟
(福) 相和福祉会	乳児院・「風の色」分園型ユニット新築工事

当期の主な完成工事は次のとおりであります。

愛知県	橋りょう整備事業県道羽島稲沢線新濃尾大橋下部工事(誰もが働きやすい現場環境整備工事)
中日本高速道路(株)	新東名高速道路 秦野インターチェンジ他4管理施設新築工事
東海旅客鉄道(株)	紀勢本線熊野川B橋脚基礎補強
樽見鉄道(株)	樽見鉄道樽見線 美江寺駅～北方真桑駅間(9km600m付近)単独立体交差工事
東山フィルム(株)	東山フィルム瑞浪工場 研究開発棟新築工事

## (2) 資金調達の状況

当社グループの建設工事の竣工は下半期、特に第4四半期に集中する傾向があるのに加えて、建設業では工事代金の立替負担が大きく、必要とされる運転資金は多額であります。その資金を安定的に調達できる体制は整えております。

なお、当連結会計年度末における社債及び借入金総額は5,332百万円となり、前連結会計年度末と比べ68百万円減少しました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は698百万円となりました。主な内訳は、事務所新築・増改築等で140百万円、機械、運搬具及び工具器具備品等の購入で558百万円などです。

## (4) 対処すべき課題

公共投資の受注環境は大規模災害への備え、社会資本の老朽化への対応に支えられ、引き続き堅調に推移していくものの、民間設備投資は昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、今なお、中止、延期、再検討など厳しい受注環境が続いております。

このような受注環境において当社グループは、令和3年度から第18次経営計画をスタートさせ、3つの経営計画の目標として「3Cイノベーション」を掲げ、「安全と技術の名工」「社員が誇れる企業」を目指すことにしております。

具体的な経営目標としましては、①「信頼 (Confidence)」安全・品質の追求と社会的責務の遂行、②「競争力 (Competitiveness)」低コストで顧客の多様なニーズに対応、③「実行力 (Capability)」変化を乗り越える技術力と機動力の発揮の3項目を基軸として、盤石な経営基盤の構築に取り組んでいくことにしております。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 78 期 (平成31年3月期)	第 79 期 (令和2年3月期)	第 80 期 (令和3年3月期)	第 81 期 (令和4年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	96,569	92,992	88,678	82,957
経常利益(百万円)	5,971	7,334	6,610	7,313
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,099	5,024	4,536	5,308
1株当たり当期純利益 (円)	162.39	199.03	179.72	210.29
総資産(百万円)	89,780	89,007	95,120	96,159
純資産(百万円)	49,759	50,753	55,834	59,704
1株当たり純資産額 (円)	1,962.85	2,002.02	2,202.88	2,356.06

### (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大軌	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事
株式会社ビルメン	50百万円	70%	建築物の維持管理に伴う補修工事
名工商事株式会社	20百万円	100%	損害保険の代理店業務
株式会社静軌建設	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事

### (7) 主要な事業の内容（令和4年3月31日現在）

建設事業	土木・建築その他建設工事全般に関する事業及びそれに付随する事業
兼業事業	不動産の賃貸・管理・仲介等に関する事業 損害保険の代理店業務

## (8) 主要な営業所（令和4年3月31日現在）

当社

本 店 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
JRセントラルタワーズ34階

支 店 東京支店（東京都） 静岡支店（静岡県）  
甲府支店（山梨県） 名古屋支店（愛知県）  
大阪支店（大阪府） 北陸支店（石川県）

子会社

株式会社大軌（大阪府） 株式会社静岡建設（静岡県）  
名工商事株式会社（愛知県） 株式会社ビルメン他1社（愛知県）

## (9) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
建設事業	1,250名	18名減
兼業事業	5名	-
合 計	1,255名	18名減

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,130名	6名減	40.9歳	17.1年

## (10) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額	社 債	合 計
株式会社三菱UFJ銀行	700百万円	1,000百万円	1,700百万円
三井住友信託銀行株式会社	-	1,000百万円	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	850百万円	-	850百万円
株式会社りそな銀行	650百万円	-	650百万円
株式会社北陸銀行	650百万円	-	650百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,060,000株  
（うち、自己株式数 1,816,192株）
- (3) 当期末株主数 1,695名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東海旅客鉄道株式会社	2,139	8.47
名工建設社員持株会	1,734	6.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,200	4.75
株式会社りそな銀行	948	3.75
株式会社北陸銀行	913	3.61
株式会社みずほ銀行	806	3.19
興和株式会社	634	2.51
東鉄工業株式会社	524	2.07
日本生命保険相互会社	511	2.02
鉄建建設株式会社	509	2.01

- (注) 1. 当社は自己株式1,816千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	渡邊清	社長執行役員
取締役	松寄道洋	専務執行役員 軌道本部長
取締役	里川幸夫	常務執行役員 建築本部長
取締役	奥村由政	常務執行役員 土木本部長
取締役	佐藤義裕	常務執行役員 管理本部長
取締役	出口彰	執行役員 安全本部長
取締役	安藤陽一	執行役員 経営企画部長
取締役	高松一郎	執行役員 管理本部副本部長
取締役	石川正俊	東京理科大学学長 東京大学情報基盤センターデータ科学研究部門 特任教授 国際計測連合IMEKO顧問会長 株式会社エクスピジョン取締役
取締役	丹羽慎治	
常勤監査役	若杉修司	
常勤監査役	川口公司	
監査役	田宮正道	
監査役	内藤雄順	

- (注) 1. 取締役 本川正明氏は、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査役 高木洋隆氏は、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 取締役 安藤陽一氏、取締役 高松一郎氏、取締役 丹羽慎治氏、監査役 内藤雄順氏は、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役 石川正俊氏及び丹羽慎治氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 田宮正道氏及び内藤雄順氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役 川口公司氏は、当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わった経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 石川正俊氏及び丹羽慎治氏並びに監査役 田宮正道氏及び内藤雄順氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。なお、その保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 当期における取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、当社事業の社会的責務を全うするための安定経営維持と企業価値の持続的向上に向けた各取締役の意欲高揚を図り、優秀な人材の獲得・保持が可能な水準とし、報酬は固定報酬と賞与（短期連動報酬）により構成され、個々の報酬の決定に際しては職責、各種評価等を踏まえた公平・公正な報酬制度とすることを基本方針とする。

基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて報酬ベンチマーク企業群の動向等を参考に、総合的に勘案し決定する年俸を月額に按分した額を、毎月の固定報酬として支給し、賞与（短期連動報酬）は、事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて、目標達成時の基準額の一定範囲内で決定し、事業年度終了後に支給する。

また、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成18年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額350百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。また、監査役の金銭報酬の額は、同定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 渡邊 清氏に対し各取締役の固定報酬及び担当部門の業績目標の達成度を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与 (短期連動報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	196 (15)	152 (14)	44 (1)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	52 (15)	42 (14)	10 (1)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	248 (30)	194 (28)	54 (2)	16 (6)

- (注) 1. 賞与 (短期連動報酬) は、当期中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した額であります。
2. 取締役及び監査役の人数と報酬等の額には、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と辞任した監査役1名を含んでおります。
3. 当社の事業特性に鑑み、中長期的な業績連動報酬の導入は困難であると考えておりますが、賞与 (短期連動報酬) は業績目標の達成度や経営基盤強化等への取り組み等を総合的に勘案し決定しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ①他の会社の業務執行取締役等の重要な兼職の状況

取締役 石川正俊氏は、東京理科大学学長、東京大学情報基盤センターデータ科学研究部門特任教授、国際計測連合 I M E K O 顧問会長、株式会社エクスピジョン取締役を兼職しております。尚、当社との間に特段の取引関係はありません。

#### ②当期における主な活動状況

取締役 石川正俊氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、学識経験者としての知識と経験に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、情報システム、技術開発分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

取締役 丹羽慎治氏は、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会において選任されたため、取締役会の出席回数が他の役員と異なります。取締役 丹羽慎治氏は、就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、他社での長年に亘る企業経営経験と高い知識に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、コーポレートガバナンス、経営管理分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

監査役 田宮正道氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会15回のすべてに出席しております。

監査役 内藤雄順氏は、令和3年6月25日開催の第80回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の出席回数が他の役員と異なります。監査役 内藤雄順氏は、就任後に開催された取締役会10回及び監査役会10回すべてに出席しております。それぞれ適宜意見交換を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び内部統制上の諸問題やコンプライアンス並びに事業のリスク対応についての助言を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当期に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査内容、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当社会計監査に当たり、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

**5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制**

**(1) 当社グループの内部統制システム構築にあたっての基本的考え方**

当社グループは、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足していただけるものを提供することにより、顧客・株主・社員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指す。

**(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①コンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。併せて取締役、監査役に対し同様な基準に基づき、意識浸透を図る。
- ②職務執行の適法性を確保するため、内部監査部門の監査を中心とした体制整備を行い、内部監査部門は監査の方針、計画及び監査結果について、定例的に報告する等、取締役と緊密に連携する。
- ③内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員等からの通報・相談窓口を設置する。
- ④反社会的勢力とは取引関係及びその他の関係を持たないよう、取引先等の審査、選定を実施する。

**(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ①当社は、社内規程に基づき、取締役会・経営会議等の議事録を作成し、期限を定めて保存するとともに、取締役及び社員等の重要な職務の執行及び決裁に係る情報についても記録し、期限を定めて保存する。
- ②当社の保有する情報については、適切な管理と漏洩の防止のための基本ルールを定めるとともに、文書情報及び情報システム関連情報並びに個人情報について、それぞれの社内規程に基づき、適切に管理する。

**(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①当社は、災害・事故・環境・経営などに係る各種リスクに関する規程・マニュアル等を整備し、適切に管理する。
- ②全社的なリスク管理強化のため、危機管理委員会を設置し、適切に管理する。

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、毎月開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
- ②取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
- ③組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。

④取締役及び社員等で、当社グループの中長期経営計画並びに毎期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。

**(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①関係会社規程により経営内容、事業計画等の状況確認及び当社の経営情報の伝達を図るため子会社連絡会を開催する。
- ②当社グループに対する監査役による調査を実施する。
- ③当社グループに対する内部監査部門による監査を実施する。
- ④グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で検討、意思決定を行う。
- ⑤内部通報制度に基づく通報・相談窓口の設置を、グループ各社の社員等へ周知する。
- ⑥危機管理に係る規程により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- ⑦当社グループの役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためコンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。

**(7) 監査役を補助すべき使用人について**

- ①必要に応じて監査役の職務補助スタッフを置くこととし、その人事について取締役は監査役と協議し、独立性確保に努める。
- ②監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ①当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等が発生した場合、当社グループの社員等は取締役にすみやかに報告し、取締役は監査役にすみやかに報告する。
- ②監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員等にその説明を求める。
- ③当社グループの役員・社員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**  
当社は、監査役が必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担することとする。また職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。
- ②監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。
- ③監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。
- ④監査役会は、社外取締役との間で随時、意見交換を実施する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

以上の方針に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会を年12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役会を年15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスに関する行動規範に基づき、社員教育等を年53回行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図りました。併せて取締役、監査役に対しても同様の基準に基づき、意識浸透を図っております。また、内部通報窓口につきましても内部窓口のコンプライアンス部に加え、外部窓口として弁護士事務所を設置しております。

(3) リスク管理

全社的なリスク管理強化のため、社長を委員長とする危機管理委員会を年5回開催いたしました。当社グループにおけるリスク分類として災害・事故関連、社会・経済関連、経営全般における各種リスクについて情報収集、分析及び評価を行い必要に応じ、当社取締役会に提言しております。

#### (4) 監査役の監査体制

当社の監査役は年15回、監査役会を開催し、情報交換を行っております。また、監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定めており、重要な事項について監査役が都度報告を受けております。さらに年2回、監査役、社外取締役が意見交換を行う「監査役、社外取締役会議」を設置し、社外取締役との連携を図りました。また、監査役は会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、連携しております。

#### 7. 剰余金の配当等の決定方針

当社は安定収益を確保して、株主資本の充実や設備投資に備えた内部留保を行いながら、安定配当を行うことを基本方針としておりますが、当社グループの当期の業績や今後の事業展開を総合的に勘案し、1株当たりの配当は年30円と据え置くことにいたします。

当期の期末配当は令和4年6月7日を配当支払い開始日として1株当たり15円とし、中間・期末合計で年30円の配当を実施いたします。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	66,829	<b>流 動 負 債</b>	27,947
現金預金	24,690	支払手形・工事未払金等	9,080
受取手形・完成工事未収入金等	17,514	電子記録債務	6,567
契約資産	22,304	短期借入金	1,318
電子記録債権	4	未払法人税等	1,542
未成工事支出金	102	未成工事受入金	1,418
その他の棚卸資産	271	完成工事補償引当金	128
その他	1,942	賞与引当金	2,409
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	60
<b>固 定 資 産</b>	29,330	その他	5,421
<b>有形固定資産</b>	11,359	<b>固 定 負 債</b>	8,507
建物・構築物	6,833	社 債	2,000
機械、運搬具及び工具器具備品	790	長期借入金	2,014
土地	3,735	繰延税金負債	1,770
<b>無形固定資産</b>	242	退職給付に係る負債	1,930
ソフトウェア	220	その他	792
その他	22	<b>負 債 合 計</b>	36,454
<b>投資その他の資産</b>	17,728	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	17,293	<b>株 主 資 本</b>	52,247
その他	476	資 本 金	1,594
貸倒引当金	△40	資 本 剰 余 金	1,823
<b>資 産 合 計</b>	96,159	利 益 剰 余 金	49,779
		自 己 株 式	△949
		<b>その他の包括利益累計額</b>	7,228
		その他有価証券評価差額金	6,655
		退職給付に係る調整累計額	572
		<b>非支配株主持分</b>	228
		<b>純 資 産 合 計</b>	59,704
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	96,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（令和3年4月1日から）  
（令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	81,782	
兼業事業売上高	1,174	82,957
売 上 原 価		
完成工事原価	70,405	
兼業事業売上原価	674	71,080
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	11,377	
兼業事業総利益	499	11,877
販売費及び一般管理費		4,865
営 業 利 益		7,011
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	278	
受取地代家賃	78	
その他	25	383
営業外費用		
支払利息	76	
その他	5	81
経常利益		7,313
特 別 利 益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	644	646
特 別 損 失		
固定資産除却損	13	
投資有価証券評価損	172	
その他	0	186
税金等調整前当期純利益		7,773
法人税、住民税及び事業税	2,478	
法人税等調整額	△17	2,460
当 期 純 利 益		5,312
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		5,308

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,594	1,823	45,304	△948	47,773
会計方針の変更による 累積的影響額			24		24
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,594	1,823	45,329	△948	47,797
当期変動額					
剰余金の配当			△858		△858
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,308		5,308
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	4,450	△0	4,450
当期末残高	1,594	1,823	49,779	△949	52,247

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,461	374	7,835	225	55,834
会計方針の変更による 累積的影響額					24
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,461	374	7,835	225	55,859
当期変動額					
剰余金の配当					△858
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,308
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△805	198	△607	3	△604
当期変動額合計	△805	198	△607	3	3,845
当期末残高	6,655	572	7,228	228	59,704

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>65,549</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>28,236</b>
現金預金	23,625	支払手形	610
受取手形	136	電子記録債務	6,571
電子記録債権	4	工事未払金	8,361
完成工事未収入金	17,314	短期借入金	1,918
契約資産	22,228	未払金	1,449
販売用不動産	240	未払費用	187
未成工事支出金	47	未払法人税等	1,527
材料貯蔵品	28	未成工事受入金	1,418
未収入金	966	預り金	501
立替金	830	完成工事補償引当金	127
その他	128	賞与引当金	2,284
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	54
<b>固 定 資 産</b>	<b>29,467</b>	その他	3,224
<b>有形固定資産</b>	<b>11,202</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,972</b>
建物・構築物	6,777	社債	2,000
機械・運搬具	319	長期借入金	2,014
工具器具・備品	467	繰延税金負債	1,494
土地	3,637	退職給付引当金	2,696
<b>無形固定資産</b>	<b>242</b>	その他	768
ソフトウェア	219	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,209</b>
その他	22	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,022</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>51,204</b>
投資有価証券	17,124	資本金	1,594
関係会社株式	552	資本剰余金	1,760
長期貸付金	4	資本準備金	1,746
長期前払費用	41	その他資本剰余金	13
その他	340	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>48,799</b>
貸倒引当金	△40	利益準備金	398
<b>資 産 合 計</b>	<b>95,016</b>	その他利益剰余金	48,400
		固定資産圧縮積立金	664
		別途積立金	41,935
		繰越利益剰余金	5,800
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△949</b>
		評価・換算差額等	6,601
		その他有価証券評価差額金	6,601
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>57,806</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>95,016</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	80,354	
兼業事業売上高	1,110	81,465
売 上 原 価		
完成工事原価	69,234	
兼業事業売上原価	636	69,870
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	11,119	
兼業事業総利益	474	11,594
販売費及び一般管理費		4,673
営 業 利 益		6,921
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	278	
受取地代家賃	89	
その他	31	399
営 業 外 費 用		
支払利息	73	
社債利息	5	
その他	3	82
経 常 利 益		7,237
特 別 利 益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	644	645
特 別 損 失		
固定資産除却損	13	
投資有価証券評価損	172	
その他	0	186
税 引 前 当 期 純 利 益		7,697
法人税、住民税及び事業税	2,451	
法人税等調整額	△15	2,435
当 期 純 利 益		5,261

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,594	1,746	13	1,760	398	658	-	38,235	5,079
会計方針の変更による累積的影響額									24
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,594	1,746	13	1,760	398	658	-	38,235	5,103
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						25			△25
固定資産圧縮積立金の取崩						△18			18
別途積立金の積立								3,700	△3,700
剰余金の配当									△858
当期純利益									5,261
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	6	-	3,700	697
当期末残高	1,594	1,746	13	1,760	398	664	-	41,935	5,800

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等		
	利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44,371	△948	46,777	7,405	7,405	54,182
会計方針の変更による累積的影響額	24		24			24
会計方針の変更を反映した当期首残高	44,395	△948	46,801	7,405	7,405	54,206
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
別途積立金の積立	-		-			-
剰余金の配当	△858		△858			△858
当期純利益	5,261		5,261			5,261
自己株式の取得		△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△803	△803	△803
当期変動額合計	4,403	△0	4,403	△803	△803	3,599
当期末残高	48,799	△949	51,204	6,601	6,601	57,806

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

名工建設株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋 隆  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名工建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

名工建設株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋 隆  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名工建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月13日

名工建設株式会社	監査役会
常勤監査役 若杉 修司	
常勤監査役 川口 公司	
社外監査役 田宮 正道	
社外監査役 内藤 雄順	

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <b>第18条</b> 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u>  <b>第18条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <b>2</b> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おくむらよしまさ 奥村由政 (昭和34年1月17日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年7月 同東京支店土木部長 平成25年4月 同名古屋施工本部土木部長 平成26年6月 同執行役員名古屋施工本部土木部長 平成29年6月 同執行役員東京支店長 令和2年6月 同取締役常務執行役員土木本部長 (現任)	10,700株
2	でぐちあきら 出口彰 (昭和34年10月26日生)	平成25年7月 東海旅客鉄道株式会社建設工事事務所 担当部長 平成28年7月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部担当部長 平成29年7月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部愛知工事事務所長 令和元年7月 当社鉄道営業部長(当社出向) 令和元年11月 同鉄道営業部長 令和2年6月 同取締役執行役員安全本部長(現任)	500株
3	あんどうよういち 安藤陽一 (昭和40年9月20日生)	平成23年7月 東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部担当部長 平成24年7月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 土木工事事務所担当部長 平成28年7月 同総合技術本部技術企画部担当部長 平成30年6月 同総合企画本部企画開発部長 令和2年7月 当社執行役員経営企画部長 (当社出向) 令和3年6月 同取締役執行役員経営企画部長 (当社出向)(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	たか まつ いち ろう 高松 一郎 (昭和38年1月13日生)	平成22年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)今池支社長 平成24年6月 同執行役員九州エリア担当 平成25年5月 同執行役員西日本エリア支店並びに九州エリア担当 平成27年6月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役副社長 令和2年6月 当社執行役員管理本部副本部長 令和3年6月 同取締役執行役員管理本部副本部長(現任)	500株
5	いし かわ まさ とし 石川 正俊 (昭和29年8月22日生)	平成17年4月 東京大学情報理工学系研究科創造情報学専攻教授 平成28年4月 同研究科長 平成31年4月 同システム情報学専攻教授 令和元年6月 当社社外取締役(現任) 令和2年4月 東京大学情報基盤センターデータ科学研究部門特任教授(現任) 令和4年1月 東京理科大学学長(現任)  (重要な兼職の状況) 東京理科大学学長 東京大学情報基盤センターデータ科学研究部門特任教授 国際計測連合IMEKO顧問会長 株式会社エクスピジョン取締役	800株
6	に わ しん じ 丹羽 慎治 (昭和31年3月2日生)	平成26年6月 東邦ガス株式会社取締役常務執行役員 平成27年6月 同取締役専務執行役員 平成28年6月 同代表取締役副社長執行役員 令和3年6月 当社社外取締役(現任)	100株
7	* まつ の とく じ 松野 篤二 (昭和32年1月20日生)	平成18年6月 東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線21世紀対策本部企画推進部長 平成20年6月 同総合企画本部副本部長 平成24年6月 同執行役員総合企画本部副本部長 平成28年6月 同常務執行役員建設工事部長 平成30年6月 ジェイアール東海建設株式会社代表取締役社長(現任) 令和4年6月 同退任(予定)	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	* おち あい ひろし 落合 弘 (昭和34年8月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 同静岡支店建築部長 平成26年7月 同大阪支店建築部長 平成28年7月 同建築本部建築部長 平成30年6月 同執行役員建築本部建築部長 令和2年6月 同執行役員東京支店長(現任)	4,100株
9	* かわ ごえ まさ ひろ 川越正啓 (昭和40年8月6日生)	平成26年7月 東海旅客鉄道株式会社静岡支社 工務部担当部長 平成27年7月 同静岡支社工務部長 平成28年7月 同安全対策部次長 平成30年7月 同総合技術本部技術開発部次長 令和2年7月 日本機械保線株式会社取締役 (出向)(現任) 令和4年6月 同退任(予定)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. \*印は、新任の候補者であります。
3. 石川正俊氏、丹羽慎治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 石川正俊氏は、学識経験者としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。石川正俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 丹羽慎治氏は、他社において長年会社経営に携わってこられ、引き続きその豊富な経験・見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。丹羽慎治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
6. 当社は、石川正俊氏及び丹羽慎治氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く)。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 石川正俊氏及び丹羽慎治氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 若杉修司氏は辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、安藤誠司氏は、若杉修司氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
* あん どう せい じ 安藤 誠 司 (昭和34年12月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成25年7月 同静岡支店土木部次長 平成27年4月 同静岡支店土木部長 平成29年7月 同土木本部土木技術部長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. \*印は、新任の候補者であります。
3. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。(ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く)。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

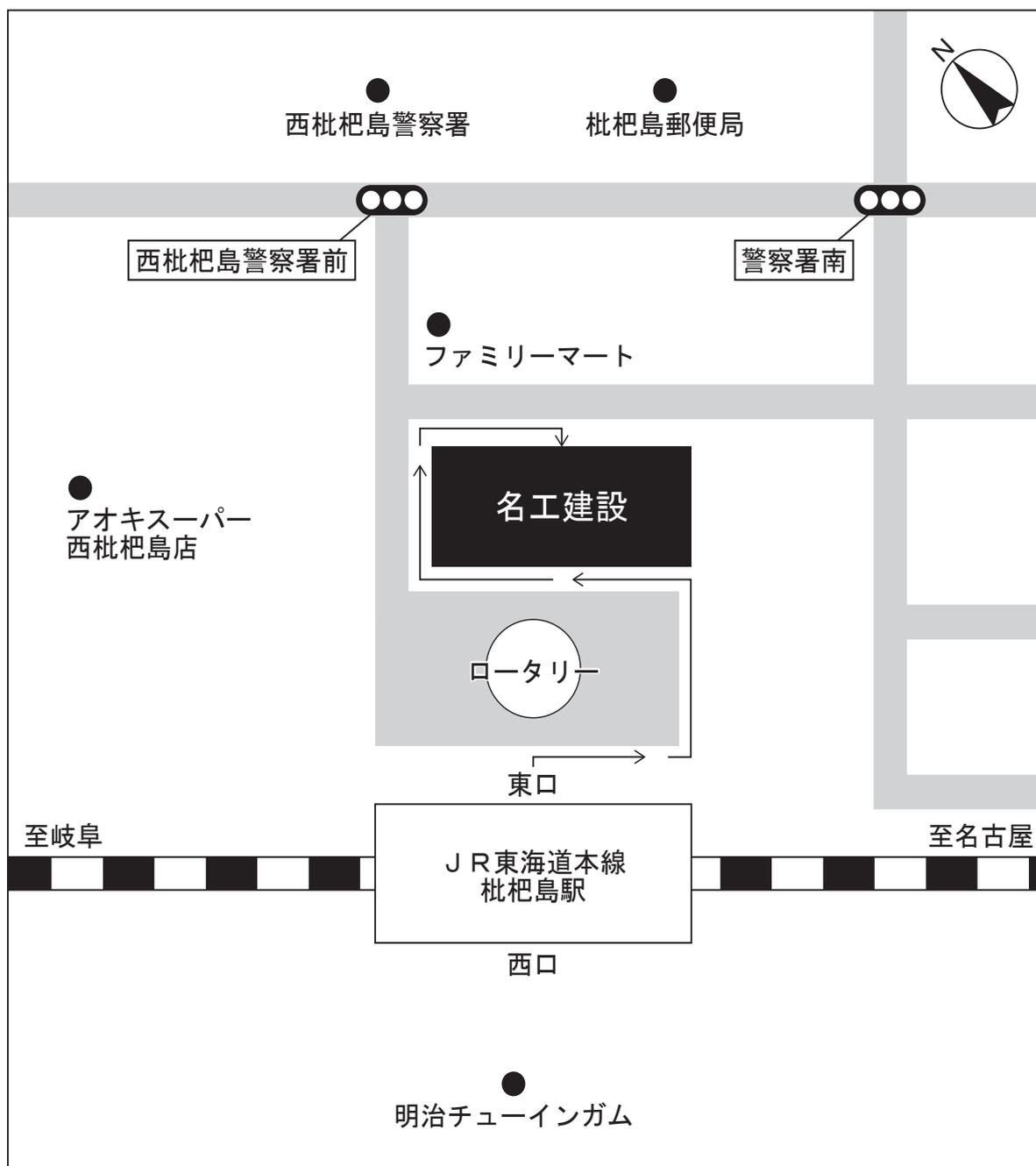
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1  
名工建設株式会社 5階 会議室  
TEL 052-746-1600

交通機関：JR東海道本線 枇杷島駅下車 東口より徒歩1分

尚、駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

